

こんにちは。毎月の「人事労務解決コラム」とは別に、人事労務に関する最新情報をタイムリーにお伝えしていきます。

【今回のテーマ】平成 26 年度「過重労働解消キャンペーン」の重点監督の実施結果を公表…厚生労働省

社会保険労務士事務所セオス：<http://ceoss-sr.jp>

こんにちは。厚生労働省は、昨年 1 1 月より「過重労働解消キャンペーン」の重点監督を実施してきましたが、その監督結果が発表されていますので、その内容をご紹介します。以下、厚生労働省の HP より。

【重点監督の結果のポイント】

1. 重点監督の実施事業場：4,561 事業場
2. このうち、3,811 事業場（全体の 83.6%）で労働基準関係法令違反あり。
主な違反内容 [1 のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
 - (1) 違法な時間外労働があったもの：2,304 事業場（ 50.5 % ）
うち、時間外労働の実績が最も長い労働者の時間数が
月 100 時間を超えるもの : 715 事業場（31.0%）
うち月 150 時間を超えるもの：153 事業場（ 6.6%）
うち月 200 時間を超えるもの： 35 事業場（ 1.5%）
 - (2) 賃金不払残業があったもの： 955 事業場（ 20.9 % ）
 - (3) 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの： 72 事業場（ 1.6 % ）
3. 主な健康障害防止に係る指導の状況 [1 のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
 - (1) 過重労働による健康障害防止措置が 不十分なため改善を指導したもの： 2,535 事業場（ 55.6 % ）
うち、時間外労働を月 80 時間以内に削減するよう指導したもの：1,362 事業場（53.7%）
 - (2) 労働時間の把握方法が不適正なため 指導したもの：1,035 事業場（ 22.7 % ）

今回の重点監督は、長時間労働削減推進本部（本部長：塩崎 恭久 厚生労働大臣）の指示の下、長時間の過重労働による過労死等に関する労災請求のあった事業場や、若者の「使い捨て」が疑われる事業場など、労働基準関係法令の違反が疑われる事業場に対して集中的に実施したものです。その結果、約半数にあたる 2,304 事業場で違法な時間外労働などの労働基準関係法令違反を確認したため、それらの事業場に対して、是正・改善に向けた指導を行いました。

厚生労働省では、今後も、是正をしていない事業場に対する確認を行い、応じない場合は送検も視野に入れて対応するなど、引き続き監督指導を行っていきます。

引用ここまで。

調査事業所 4561 のうち、月 100 時間を超える時間外労働がある事業場は 715 もあり、全調査事業所の 15.7% にものぼります。

月 100 時間を超える時間外労働のある会社は、世間一般でいう「ブラック企業」となるでしょうが、労働者側から見ると 7 社に 1 社はそういった「ブラック企業」であるわけですから、会社を選ぶのも大変なものだと感じさせられます。

言葉を換えれば、法律遵守の上できちんと労務管理をしていることだけで、人材確保の面で他社と差別化できる可能性があると言えるでしょう。